

大津波警報が発表されたときの避難指示

津波警報・注意報

	予想される津波の高さ 数値での発表 (発表基準)	巨大地震の 場合の表現	とるべき行動	想定される被害
大津波警報	10m超 (10m<高さ)	巨 大	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。
	10m (5m<高さ≤10m)			
	5m (3m<高さ≤5m)			
津波警報	3m (1m<高さ≤3m)	高 い		標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。
津波注意報	1m (20cm<高さ≤1m)	(表記しない)	海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れてください。 津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしないでください。	海の中では人は速い流れに巻き込まれる。 養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。

・震源が陸地に近いと大津波警報が津波の襲来に間に合わないことがあります。「揺れたら避難」を徹底しましょう。

- 大津波警報が発表された場合には、平成23年度三重県公表の津波浸水予測図の「防潮堤等の施設がないとした場合」の浸水が想定される地域に「避難指示」を発令します。

【対象範囲】 ※津波警報の場合は、下線の地域のみ。

二見地区（光の街を除く全域）
小俣地区（元町、明野）
御園地区（高向、長屋、王中島、新開、上條、小林）
北浜地区（有滝町、村松町、東大淀町、柏町）
豊浜地区（西豊浜町、植山町、磯町、東豊浜町、檜原町）
大湊地区（大湊町）
神社地区（神社港、竹ヶ鼻町、小木町、馬瀬町、下野町）
浜郷地区（神田久志本町、神久1丁目、神久2～6丁目、黒瀬町、通町、一色町、田尻町）
四郷地区（楠部町、朝熊町、鹿海町）
宮本地区（勢田町、藤里町）
厚生地区（豊川町、本町、宮後1～3丁目、一之木1～5丁目、大世古1～4丁目、曾祢1・2丁目）
有緒地区（河崎1～3丁目、船江1丁目、船江2・3丁目、船江4丁目）
明倫地区（尾上町、岡本1～3丁目、岩淵1～3丁目、吹上1・2丁目）
早修地区（常磐1丁目、宮町2丁目）

※一部のみ浸水するエリアの町名も対象範囲としています。各町の詳細は、津波ハザードマップの各ページで確認してください。

※遠地震等の市域に揺れを伴わない大津波警報の場合には、対象範囲を変更することがあります。



- 大津波警報に伴う避難指示が発令された場合の行動

津波浸水予測区域外に避難するか、できるだけ海岸から離れた津波緊急避難所または高い所へ避難してください。

津波警報・注意報をサイレンでお知らせします。



知っていますか？
サイレンの種類

地震発生後、津波の発生が予想される場合には、気象庁から大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されます。

伊勢市では、これらが発表されたときには、防災行政無線のサイレンと放送で、市民の皆さんにお知らせをしますので、適切な避難行動をとってください。



東日本大震災での津波被害（宮城県名取市）

大津波警報



津波警報



津波注意報



サイレンだけでは聞きとりにくい場合もありますので裏表紙の「伊勢市防災総合システム」への登録もおこなしましょう。

平成23年度 三重県公表 津波浸水予測図

- 満潮時に、東北地方太平洋沖地震と同等規模の東海・東南海・南海地震が連動して発生した場合（防潮堤等の施設がないとした場合）を想定（マグニチュード9.0）

